

利用料軽減費加算について

1 概要

(1) 内容

放課後児童クラブ利用者の負担軽減を図るため、事業者が放課後児童クラブに在籍し、かつ市が実施する函館市地域放課後児童健全育成事業の対象児童である入所児童の利用料を減額することとし、市が利用料の減額に要する費用を委託料に加算する。

(2) 軽減対象額

保護者負担額のうち、基本額の軽減を対象とする。なお、利用者の世帯状況などに応じて基本額を減免している場合については、率に応じて減免後利用料から更に軽減することとする。

(3) 委託料加算額

加算額は各事業所における各年度4月1日現在での入所児童数（週のうち数日のみ利用する児童などを換算した児童数としますので、登録児童数の実数とは異なります。）に、児童1人あたり月額6,000円×12ヶ月を乗じた額とする。

2 利用料軽減額算出方法

(1) 基本額

運営規程に定める基本額を1月あたり6,000円軽減する。

(2) 独自減免制度適用児童の利用料軽減額

独自減免制度適用児童の軽減額は次の計算式により算出する。

$$\text{（減免後利用料} \div \text{基本額）} \times 6,000 \text{円}$$

（例：基本額10,000円、兄弟割引8,000円の場合）

独自減免制度適用者 8,000円（軽減前）

$(8,000 \text{円} \div 10,000 \text{円}) \times 6,000 \text{円} = 4,800 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

$8,000 \text{円} - 4,800 \text{円} = 3,200 \text{円}$ （軽減後）

※この場合、委託料加算額の6,000円と1,200円の差が生じますが、返還等は求めない。

(3) 週のうち数日利用児童の利用料軽減額

週のうち数日のみ利用し、かつ利用料を減額している児童の軽減額は次の計算式により算出する。

$$\text{（週のうち利用可能日数} \div \text{6日）} \times 6,000 \text{円}$$

（例：基本利用料10,000円、週3日利用児童の利用料7,000円の場合）

週3日利用児童 7,000円（軽減前）

$(3 \text{日} \div 6 \text{日}) \times 6,000 \text{円} = 3,000 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

$7,000 \text{円} - 3,000 \text{円} = 4,000 \text{円}$ （軽減後）

※週3日利用の場合は、0.5人と換算しているため差額は生じない。

(4) 途中入退所児童の利用料軽減額

入所の場合 入所した月から、上記(1)～(3)により算出した基本額とする。

退所の場合 退所する月まで、上記(1)～(3)により算出した基本額とする。

※委託料加算額は児童の入退所に関わらず、各年度4月1日の児童数で算定します。

3 利用料軽減実施時期および方法

日 程

4月上旬 利用料軽減調書提出 **事業者→市**

放課後児童健全育成事業委託契約締結手続き **市→事業者**

4月下旬(予定) 1回目委託料支払

方 法

還付、利用料からの減免等、具体的な軽減の方法および時期は事業所ごとに決定する。ただし、現金還付に際しての保護者からの領収証など、軽減状況を証する帳簿等を整備しておくこと。(必要に応じて確認する場合があります)

【方法1：現金で還付】

(例) 1回目 10月に6か月分還付 6,000円×6か月=36,000円

2回目 3月に6か月分還付 6,000円×6か月=36,000円

【方法2：利用料からの減免】

(例) 年度当初から減免を実施

4月以降基本利用料から6,000円減額する。

【方法3：還付および利用料からの減免】

(例) 5月に1か月分(4月)の利用料軽減分を還付し、5月支払い分(6月分利用料)から減免する。(利用料前納制のクラブ)

・5月 6,000円×1か月=6,000円を現金で還付、更に5月以降の利用料から6,000円減免する。

5 提出書類および提出期限

令和6年4月19日(金)までに利用料軽減に関する調書を提出すること。

6 留意事項

- (1) 2で示している利用料軽減額は、加算を受ける事業者が最低限軽減しなければならない額を示したものであり、この額を上回って軽減することを妨げるものではない。
- (2) 監査等で提出を求める場合があるので、軽減状況を証する帳簿等を整備し、5年間保存すること。(毎年提出を求めるものではありません。)

必要書類の例

- ① 現金還付の場合 保護者からの領収書（下記参照）
- ② 利用料からの減免
 - ・口座振替の場合 金融機関への振替依頼データおよび結果票
 - ・保育料袋の場合 最終月までの領収印が押してある保育料袋の写し

【領収書参考】※市販の領収書でも構いませんが、下記内容を内訳等で記載してください。

利用料軽減還付金の領収について		記入例
このことについて、下記のとおり受領したことを確認します。		
記		
1	1月当たりの減免額	6,000 円
2	還付対象期間	令和〇年4月～令和〇年9月(6か月分)
3	還付金受領額	36,000 円
令和〇年〇月〇日		共同学童保育所〇〇クラブ 父母会長 〇〇 〇〇 様
児童名	函館 花子	
保護者名	函館 一郎 ㊞	
住 所	函館市〇〇町〇〇番〇〇号	

- (3) 入所申込に際し、パンフレット等で次年度の利用料軽減費加算についてお知らせする場合には、市の予算は3月の市議会定例会での議決を経て正式決定することから、保護者に誤解を与えないよう、下記の例によることとし、掲載の有無については事業者の責任において決定すること。

(記載内容の具体例) ※令和5年度に作成するパンフレット等の場合

記載例1) 月額保育料 12,000円

(令和5年度は函館市の保育料軽減費加算により上記より6千円減額)

記載例2) 月額保育料 12,000円

(函館市の保育料軽減費加算により上記より6千円減額制度あり。来年度については前年度3月の市議会での議決により確定します。)

7 保護者への周知方法

別添「保護者のみなさまへ」のリーフレットをクラブへ掲示するか、保護者へ配付するなどの方法により保護者へ周知すること。